

政策法務ニュースレター

現場の課題を解決するルールを創造するために

2006. 8. 31 VOI. 3-2

本号の内容

- ★ 政策法務委員会設置要綱を改正しました！
 - ★ 現場職員のこえ《千葉県フィルムコミッションについて》
 - ★ 改正行政手続法の概要 「意見公募手続」とは？
 - ★ 重要判例 横浜市立保育園廃止処分取消請求事件
- ☆特集☆ 鈴木庸夫教授の講演概要～なのはな楽習会より

千葉県 総務部 政策法務課

政策法務室 中庁舎6F

電話 043-223-2157

FAX 043-201-2612

Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp

政策法務委員会設置要綱を改正しました！

政策法務委員会設置要綱の全文は、千葉県ホームページでご覧いただけます！

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_bunsyo/seihou/youkou0801.html

○ 政策法務委員会とは

「政策法務委員会」は、各部等の次長級の職員を委員とし、案件処理の方向性や条例案の内容等を、早い段階から検討し、また実質的な審議を行うことで、**全庁的な合意形成を図っていくための場**として機能しています。

なお、政策法務委員会で「政策法務重要案件」に指定されると、具体的な事務処理を行うために、原則として、各担当職員で構成される部局横断的なプロジェクトチームを結成することとなります。

○ 設置要綱の改正内容

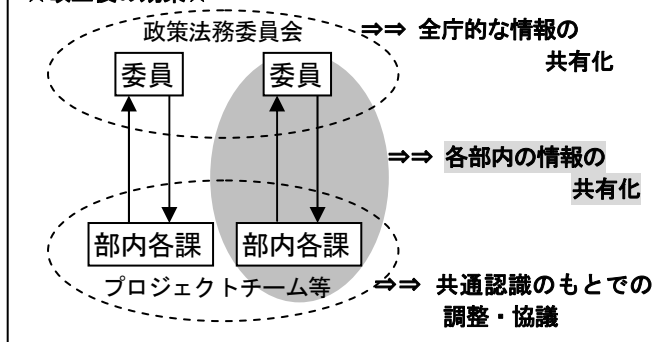
今回の改正では、設置要綱で**委員の役割を明確化**することにより、委員会が持つ**各機関の総合的な調整機能の充実・強化**を図りました。設置要綱に規定した**委員の役割**は、以下の三つです。

- ① 担当課が政策法務重要案件についてプロジェクトチームによる重要な会議を開催した場合、担当課から開催内容の説明を受けること。
- ② 新たに政策法務的な対応が考えられる事項について検討する必要性が生じたと判断した場合には、直近の委員会で報告すること。
- ③ 部内の課長会議等において、委員会の開催結果を報告すること。

○ 改正の効果

今回の改正で、**各部等の中での情報共有**が図られることにより、政策法務委員会の横断的な調整機能が強化され、政策法務案件に対する**全庁的な情報の共有化**が一層図られます。これにより、担当課も関係各課と共通認識のもとで、政策実現に向けての具体的な事務処理を進めていくことができます。

☆改正後の効果☆



※ぜひ読んでみたい方は ↓ ホームページにPDFファイルを掲載しました！ http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_bunsyo/seihou/letter/

現場職員のこえ

政策法務で重要な視点は「現場の課題を立法や法解釈等をつかって、いかに解決するか!」です。

そこで、第一線で活躍されている職員のこえを聴き、現場の視点を共有しようと考え、(財)ちば国際コンベンションビューロー(経済政策課から派遣)の山本博史氏に執筆をお願いしました。

<<< 千葉県フィルムコミッションについて >>>

(財)ちば国際コンベンションビューロー 広報課 課長代理 山本 博史
(043-213-3533)

■ 「千葉県フィルムコミッション」って何? (HPはこちら⇒ <http://fc.ocb.or.jp/>)

皆さんは、「千葉県フィルムコミッション」をご存知でしょうか? 一言でいえば、映画やテレビドラマなどの撮影の協力をする事業です。平成14年度から、県(観光課)の委託を受けて、当財団が運営しています。

これまで約2,500件もの依頼が、制作者から寄せられています。中には「8月の晴れた日に海水浴場で撮影したい」、「平日に高校の教室で撮影したい」などといった難しい依頼もあります。

■ 撮影により期待される効果は? ~ 千葉県のために・・・

映画、テレビドラマ、コマーシャル、プロモーションビデオなどの撮影により、次のような効果が期待されます。

- ① 地域の情報発信力の向上 (⇒ 地域知名度の向上・地域ブランドの確立)
- ② シティーセールス効果 (⇒ 観光客の誘致・企業誘致)
- ③ 経済波及効果 (⇒ 施設使用料・宿泊料・弁当代/など)
- ④ 文化振興、中小企業振興、地域活性化/など

たとえば・・・

何の変哲もないベンチ

全国劇場公開系映画や
テレビドラマに登場!

有名な観光スポットへ

■ 「千葉県のためになる撮影」と「各管理法令等が守ろうとしている利益」との調整

千葉県フィルムコミッションとしては、撮影のための施設の使用許可等のご判断をされる際に、千葉県のためになるような撮影の効果も考慮していただけると幸いです。

【千葉県フィルムコミッションで頻りに参照される法令等】

- 河川法、海岸法、港湾法、漁港漁場整備法/など
- 都市公園法、自然公園法/など
- 千葉県庁舎管理規則、千葉県教育財産管理規則/など
- 道路交通法、道路法/など

【教えてください・・・】

- ☐ 各法令等で守ろうとしている利益は?
- ☐ 撮影の許可等の要件は?
- ☐ 撮影の許可等に付されることが想定される条件は?

【政策法務担当から一言】

撮影をするために「各管理法令等が守ろうとする利益」を安易に犠牲にはなりません。しかし、撮影の効果を考慮し、「各管理法令等が守ろうとする利益」を阻害しない範囲で許可要件を柔軟に解釈できないか、検討してみる余地もあるのではないのでしょうか?

■ ご協力ください ~ 安心してご相談いただける「千葉県フィルムコミッション」

千葉県フィルムコミッションは、施設の管理者等に対して、撮影後の清掃の約束もしないような制作者の作品については、ご紹介しておりません。

一方で、「千葉県の事業で撮影の支援をしているのに、どうして千葉県の許可等を融通してくれないのか」といった指摘をする制作者もいます。皆さんが直接、このような制作者の対応に苦慮された際は、どうぞご相談ください。また、公園やスポーツ施設等で、積極的にアピールしたいものがございましたら、情報のご提供をお願いします。

第1弾「概要」、第2弾「命令等とは？」に続く連載最終回です。

今回は改正行政手続法により義務化された意見公募手続についてまとめました。

○ 意見公募手続の内容

1 意味

命令等（政省令等、審査基準、処分基準、行政指導指針）を定める機関（以下「命令等制定機関」といいます。）が、命令等の案及びこれに関連する資料（以下「案等」といいます。）をあらかじめ公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求めることをいいます（39条1項）。

2 案等の公示

命令等制定機関は、案等を公示するときは、その案等は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければなりません（39条2項）。

3 意見提出期間

意見提出期間は、公示の日から起算して30日以上でなければなりません（39条3項）。

4 適用除外

公益上緊急に命令等を定める必要がある場合等について、意見公募手続の義務付けが除外されています（39条4項）。

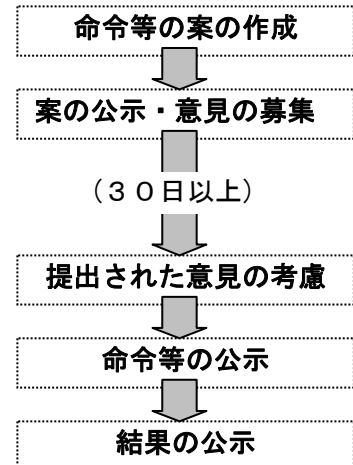
5 特例

（1）意見提出期間の特例

やむを得ない理由があれば案等の公示の際にその理由を明らかにして、意見提出期間が30日を下回ることも認められています（40条1項）。

（2）委員会等による意見公募手続に準じた手続がとられた場合

命令等制定機関が改めて意見公募手続をとる必要性が乏しいため、意見公募手続は不要とされています（40条2項）。



○ 提出意見の考慮

命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出期間内に提出された意見を十分に考慮しなければならないと明記されています（42条）。

○ 結果の公示等

意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、次の事項を公示しなければならないこととされています（43条1項）。

①命令等の題名 ②命令等の案の公示の日 ③提出意見 ④提出意見を考慮した結果とその理由

なお、適用除外（39条4項）により意見公募手続を実施しない場合には、命令等の公布と同時に意見公募手続を実施しなかった旨とその理由を公示しなければなりません（43条5項）。

○ 地方公共団体への影響は？

改正法により国の機関については、意見公募手続が義務付けられましたが、地方公共団体の機関については適用が除外されています。ただし、地方公共団体には、改正法の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずる努力義務が課されています（46条）。

政策法務ニュースレターのバックナンバーは、ホームページで見ることができます↓

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_bunsyo/seihou/letter/

横浜市立保育園廃止処分取消請求事件 *:.:*.*'

<平成18年5月22日横浜地裁判決>

事案の概要

本件は、市立保育所のうち4保育所を廃止し民営化したところ、入所していた保護者等が、横浜市に対して保育所廃止処分の取消と精神的損害に対する賠償を求めた事件です。

- ・平成15年4月23日：方針を策定・公表、保護者へ民営化方針の通知
- ・説明会等を複数回実施（早急な廃止が前提のため建設的な話し合いは困難）
- ・平成15年12月18日：廃止するための改正条例が可決
- ・平成16年4月1日：市立保育所廃止、民営化開始

争点は？

本件の争点は複数ありますが、ここでは以下の2点を中心に説明します。

- ① 訴えることができる人たちなのか（原告適格があるか）。
⇒児童と保護者が特定の保育所で保育の実施を受ける利益は、法律上保護された利益か。
- ② 違法な処分であって取消すべきものか。

判決要旨（*意識しています）

<争点①について> ⇒（答）原告適格有り

児童福祉法24条は、保護者に対して、選択する機会を与え、市町村はその選択を可能な限り尊重すべきものとして認められるのであって、この**保育の実施をうけるべき保育所を選択し得るという地位を一つの法的利益として保障したものである**。
（改正条例が「処分」に該当することも認めていますが、ここでは触れません）

<争点②について> ⇒（答）処分は違法である

保育所の廃止は一定の裁量はある（保護者等の同意がなくても直ちには違法とはならない）が**利益侵害を正当化し得るだけの合理的な理由**とこれを補うべき代替的な措置が必要である。

↓

「多様な保育ニーズに応えるため」「子どもの成長が早い」といった被告が説明してきた理由は、他方で種々の不利益を被る可能性のある児童、保護者が存在することを思えば、このような**「早急な」民営化を正当化する根拠としては不十分**といわざるを得ない。

<判決結果> ⇒（答）事情判決+慰謝料

ちなみに判決の結果は、事情判決（行政事件訴訟法31条）で違法と宣言されたものの、「取消」はされませんでした（慰謝料として一世帯各10万円が認められました）。

実務への影響は？

本判決は、多様な保育ニーズに応えるためという民営化の理由に一定の理解は示しています。それは**公の施設の設置目的（「住民の福祉を増進する（地方自治法244条）」）**に当てはまるからかもしれません。もし民営化の理由が単に「管理費の節減」のためだったら……。

民営化に似た手法として指定管理者制度がありますが、こちらも「公の施設の設置の目的（住民の福祉を増進する）を効果的に達成するため」地方自治法244条の2第3項）となっており、本判決と似た事例は起こり得るわけですので、本判決の視点に注意が必要かと思われます。

*判決原文は、裁判所のホームページでご覧いただけます↓

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20060525130611.pdf>

☆☆☆☆ 特 集 ☆☆☆☆

平成18年5月15日（月）に「政策法務のちからで地域の課題を解決する」と題して、「なのはな楽習会」が開催されました。

当日は、主に、①政策法務に関する鈴木庸夫教授（千葉大学法科大学院）の講演
②政策法務によって現場の課題を解決した県職員による事例報告
が行われました。

ここでは、鈴木庸夫教授の講演概要をご紹介します。

政策法務の基本的な視点が示されていますので、みなさん、是非参考にしてください！

<<< 鈴木庸夫教授の講演概要 >>>

【自治体が主体的に判断する！】

- 第一次地方分権改革以降、機関委任事務が廃止されて、国と自治体は上下主従の関係から対等協力の関係に変わり、**自治体の法令解釈・立法の余地が広がった。**
- 国からの通達も廃止されたが、実際には、現在でも相変わらず通知という形で国の解釈が示されることが多い。
- そこで、国からの通知に従って行った処分や決定が裁判に耐えられるかどうかのポイントとなるが、**通知はあくまでも参考意見に過ぎないため、裁判上正当化できるものではない。**
- まずは自治体が主体的に判断することが重要であり、そこでは**自治体の自己決定・自己責任**が問われるのである。
- 近年、国の通知に従ってなされた決定について、自治体が敗訴したり、住民から反発があったりという例が増えており、このような場合には**法律そのものを疑ってみる必要がある。**
- 例えば、住民基本台帳法に基づく住基ネットワークシステムについて、横浜市では同意をした者のみの部分的な参加としている（※なお、平成18年7月3日から全員参加方式としています。）が、ここでは、**法律を一律に適用することが正しいかどうか**が問題となる。
- これについて、**住民基本台帳ネットワーク差止等請求事件**（金沢地裁 H17.5.30 <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/0DC3C25EE2F6CBDA4925701F002ED41F.pdf>）は、同意の無い住民に対して適用する場合は違憲と判断した。今後、最高裁がどのように判断するかは不明であるが、場合によっては法律を改正せざるを得ないことになるであろう。
- 多くの自治体では、法律や国の通知に従っていれば間違いがないということを前提にして事務を進めていると思われるが、**自治体の事務については、自治体が自ら判断すべきものであり、決して国が教えてくれるものではない。**
- 自治体職員にとって必要なのは、**憲法上の人権配慮の観点から、既存の法律や国の通知を一度は疑ってみるという姿勢である。**住民の生活にとってふさわしいものは何なのか、改めて吟味してみる必要がある。

【保護すべき利益を考える！】

- 行政を取り巻く状況は大きく変化しているが、行政事件訴訟法の改正後における重要判例として、**小田急線連続立体交差事業認可処分取消請求事件**（最裁H17.12.7 <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/AE280D7D32E2659D4925711E002686EC.pdf>）がある。
- そこでは、騒音や振動という住民の被害について、都市計画法のほか、憲法上の人権配慮とともに、公害防止計画や都環境アセス条例も含めて判断することとされた。許認可については、個別法のみではなく、**関連法規を一体のものとして判断する必要がある**のである。
- このことは、住民の視点からは当然のことである。住民の安全を守る自治体の責任として、**どのように住民の利益と事業者の利益とのバランスをとるか、保護法益は何か**ということを考えることは、解釈に当って非常に大きな問題となる。
- このように考えると、政策法務は自治体にとって自明のことなのであり、自治体は自らの判断で**保護法益のバランスをどのようにとるか、また、合意形成をどのように図っていくのか**を考えることになる。
- つまり、関連法規の体系によって**保護された住民の利益をどのように扱うか、対立する保護法益のバランスをどのようにとるか、そのための立法・解釈・訴訟を行っていくことが、政策法務の基本的な考え方**となるのである。

【まとめにかえて……手続、そして職員の構想力の重要性……】

- 利益が衝突していて解決が困難であることが予想されるときは、**手続に還元**して妥協を図っていくことが重要となり、裁判所も手続をどのように踏んだかを重視する。
- **政策法務においても、どのような手続の制度を作るかということが大事である**。どのような手続を設ければ憲法上保障された人権を実現することができるのか、また、政策や思想をどのように実現するのかという視点が必要なのである。
- 自治体職員として**「哲学」を持つことが必要**であり、例えば、飼い主にとっての動物とは如何なる存在か、共生とは何か、動物行政はどうあるべきか等という根本的な思想が重要である（注：この「なのはな楽習会」では動物問題を取り上げました。）。
- 政策法務は、新たな行政課題に対するシナリオを作ることであるが、単なる法制執務の応用から一歩進めて、そこでは**「解決された状態とは一体何か」を考える構想力**が求められる。

政策法務研修（解釈・運用編）のお知らせ！！

既にご存知の方もいらっしゃると思いますが、10月23日（月）と30日（月）の2日間にわたって、政策法務研修（解釈・運用編）を実施します。

講義に加えて、具体的なテーマを設定した上でグループごとに演習を行う予定です。

仕事で法律や条例を扱っていて苦労している方、政策法務に少しでも興味のある方、是非ご参加ください！

もちろん、政策法務ってなに？という方も大歓迎です。